

令和元年7月吉日

保護者の皆様へ

合同会社SHINKA  
ばいかじ保育園  
代表社員 比嘉 良

平成30年度における施設型給付費等の額に関わる法定代理受領の通知について

このお知らせは、国で定める『特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に宜野湾市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様から納入して頂いた利用者負担（保育料）を減じた額となります。

z

（法定代理受領とは）

『子ども・子育て支援法』に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるために、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを『法定代理受領』と呼んでいます。

単位：円

	1, 2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	181,370	178,060	255,630	252,320
5月	181,370	178,060	255,630	252,320
6月	180,990	177,680	255,250	251,940
7月	180,650	177,340	254,910	251,600
8月	180,650	177,340	254,910	251,600
9月	180,650	177,340	254,910	251,600
10月	180,650	177,340	254,910	251,600
11月	180,650	177,340	254,910	251,600
12月	180,350	177,040	254,610	251,300
1月	180,350	177,040	254,610	251,300
2月	180,350	177,040	254,610	251,300
3月	180,350	177,040	254,610	251,300

上記の額は一人当たりの金額になります。